

起業支援型地域雇用創造事業の概要

平成24年度補正要求
額
1000億円

趣旨

- 依然として厳しい雇用情勢が続く中、景況感は更なる悪化の傾向が見られるなど景気悪化への懸念が強まっている。このような中、地域の雇用を支えていた工場の閉鎖等厳しい雇用情勢に直面する地域が増加しており、こうした地域では安定的な雇用の受け皿を創造していくことが喫緊の課題となっている。
- 特に、国際競争にさらされる産業分野においては競争の激化により工場の海外移転が進む中、地域に根ざした事業を支援することにより雇用の創出が期待できることから、「起業支援型地域雇用創造事業(仮称)」を創設し、地域の雇用の受け皿の確保を図る。

事業の概要

- 地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO等(以下「企業」)へ事業を委託し、失業者を雇い入れて実施。
- 委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金(1人当たり30万円)を支給。

【対象地域・対象者】

工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域を対象地域とし、当該地域の失業者を対象。

【支援対象企業】

起業後10年以内の企業(※1)であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業(※2)。なお、選定に当たっては、有識者の意見を聴取する。

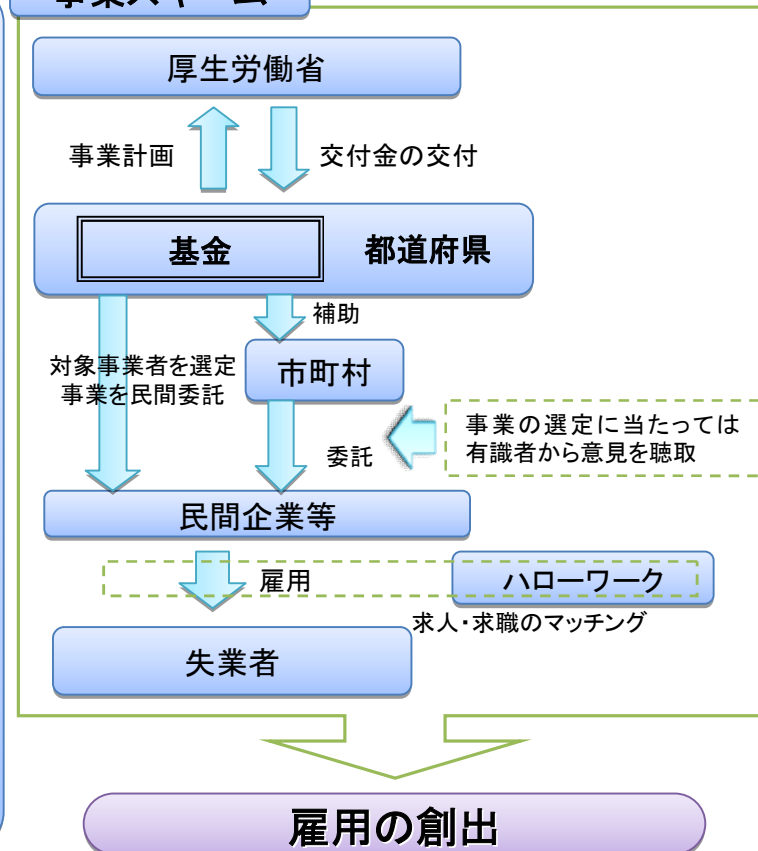
(※1) 起業には分割・合併による新会社設立は含まない。

(※2) 事業所が複数ある場合にあっては、その多くが同一都道府県内に所在する企業

【その他要件等】

- ・ 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が1/2以上
- ・ 雇用期間は1年以内(被災求職者は複数回更新可)
- ・ 対象期間は平成25年度末まで(※平成25年度に開始した事業は平成26年度末まで)

事業スキーム



※本事業は、平成24年度補正予算案において要求中の段階のものであり、今後の国会審議等により内容に変更が生じる場合があります。